

福岡地方最低賃金審議会
第3回 福岡県自動車(新車)小売業最低賃金専門部会

1 開催日時：令和2年9月29日
13:00～14:40

2 開催場所：福岡合同庁舎 本館8階 共用第9会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

3 出席者：公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議題：福岡県自動車(新車)小売業最低賃金の改定について

5 議事要旨：(議題について)

労働者側代表委員からは、
基本的には前回と同じであり、金額については、前回どおり8円引上げを主張したいが、コロナの影響を考慮し、新たに5円引上げを求めたいとの主張であった。

使用者側代表委員からは、
自動車(新車)小売業業界は、従業員確保に苦勞していることは労使共通の認識であるが、そもそも最賃額について、業界内の企業全部に一律に引上げを求める政策自体、今の時代にそぐわない

経営赤字の現状から、最賃額の引上げは困難であり、使用者側の要求額は、前回同様、現状維持の0円であるとの主張であった。

次回の専門部会で、労使双方の主張する金額の隔たりをさらに縮め、全会一致での結審を目指すこととなった。